

農薬の登録制度の見直し

— 農薬取締法改正案 —

原 直毅

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第 50 号）は、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の平成 28 年改訂等を受けて、「農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえる」等の理由から、平成 30 年 3 月 9 日、第 196 回国会（常会）に提出された。

改正案のポイントは、①再評価制度の導入、②農薬の登録審査の見直しの 2 点である。

再評価制度は、登録した農薬を一定期間（15 年を想定）ごとに、最新の科学的知見に基づき、農薬の安全性その他の品質に関する審査を行う制度である。改正案は、3 年ごとに登録を更新する現行の再登録制度に代えて、再評価制度を導入するとしている。

農薬の登録審査の見直しの主な内容は、農薬の有効成分に関する規格を用いた評価の導入等の安全性審査の充実、ジェネリック農薬の登録申請の簡素化が挙げられる。

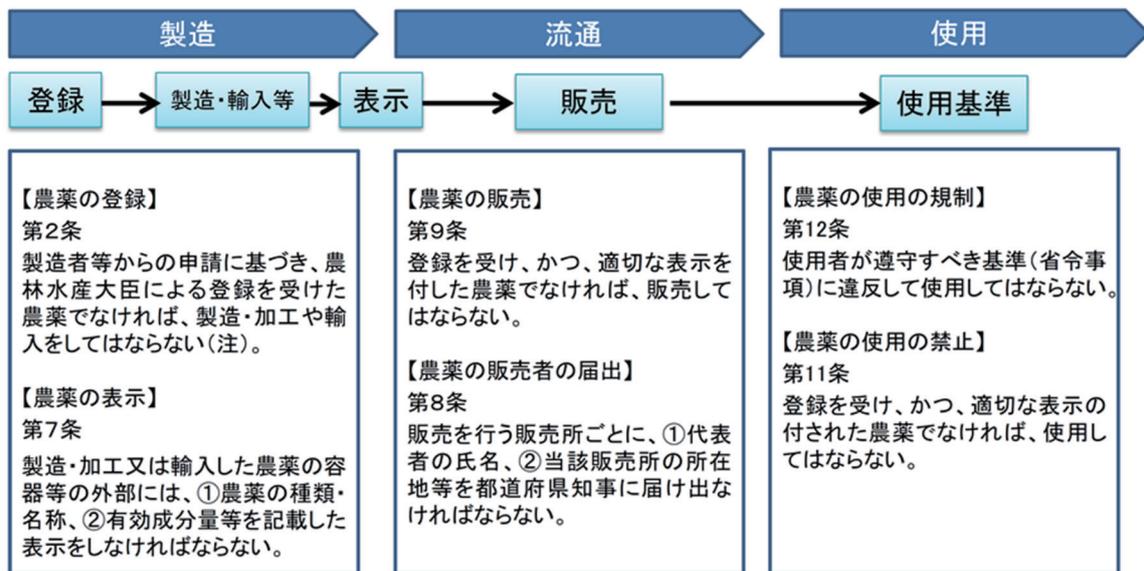
主な論点としては、再評価制度による安全性向上の実効性と評価、再評価制度の実施体制、ジェネリック農薬普及の見込みと政府の取組姿勢などが考えられる。

1. 法律案提出の背景

(1) 農薬取締法の制定

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）は「登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保」を図る（法第 1 条）ための法律であり、製造・輸入、販売、使用の各段階に対応した規制を行っている（図表 1）。

図表 1 農薬の安全性の確保に関する法制度（農薬取締法）



注 登録に当たっては、食品安全委員会による農薬の一日摂取許容量の設定や、厚労省による食品中の農薬の残留基準の設定等が必要。

(出所) 農林水産省「農薬をめぐる情勢」(平成 28 年 2 月)

法は、昭和 23 年当時、不正粗悪な農薬が病虫害防除の意欲を減退させ、農業生産に悪影響を与えていたため、不正粗悪な農薬を取り締まるとともに、農薬の品質の保持向上を図る目的¹で制定された。その主な内容は、①取締対象の農薬は、農作物病虫害防除用として、製造販売される薬剤とし、②企業の自由性を尊重するとともに、取締りの必要から登録制度を設ける、③農薬を販売するには、その品質等を保証する表示をさせる表示制度を設ける、④出現することが予想される防除業者の届出制を設ける、⑤農薬審議会²を設置することであった³。

法は昭和 23 年の制定以来、累次の改正が行われてきた(図表 2)。直近の主な改正は、中国産輸入野菜の残留農薬問題等の発生で消費者の食品の安全性に対する不信が高まっていたことを背景とした平成 15 年改正(食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 73 号。以下「平成 15 年改正法」という。))である⁴。

¹ 農薬取締法案の提案理由説明(第 2 回国会参議院農林委員会会議録第 4 号 1 頁(昭 23.6.1))

² 農薬の登録、各種行政処分その他異議の申立てに対する決定等は、農薬審議会の議決を経て農林大臣が行うこととされた。(農林省農薬検査所「農薬検査所報告(昭和 24 年度)第 1 号」)

³ 前掲脚注 1 参照

⁴ 農林水産省ホームページ<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h150611/h150611a.html>(以下、URL の最終アクセスの日付はいずれも平成 30 年 4 月 18 日。)

図表2 法の主な改正経緯

年	主な内容
昭和23年	農薬取締法制定
昭和26年 【第一次改正】	○公定規格（農林大臣による成分等に関する規格）の新設 ○虚偽の宣伝等の禁止 ○農業資材審議会（注）を議決機関から諮問機関に改める
昭和38年 【第二次改正】	○農薬の範囲の拡大（病虫害の定義にウイルスを加え、 薬剤の定義に成長促進剤等を加える） ○水産動植物に有害な農薬の登録を整備・規制 ○水田でまとめて使用され、水産動植物の被害が著しい おそれがある農薬の使用規制
昭和46年 【第三次改正】	○目的規定を新設 ○農薬登録の審査項目に残留性及び毒性を追加 ○登録を受けた適用範囲又は使用方法の変更及び取消制度 ○農薬の使用規制の制度を拡充
平成14年 【第四次改正】	○無登録農薬の製造及び輸入の禁止 ○輸入代行業者による広告の制限 ○無登録農薬の使用規制の新設 ○農薬の使用基準の設定 ○罰則の強化
平成15年	○違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令 ○農薬登録と残留農薬基準の整合性確保 ○非農耕地専用除草剤に対する表示義務

注：昭和25年、農林省設置法の一部を改正する法律（昭和25年法律第113号）による審議会等の整理統合に伴い、農薬審議会は新設された農業資材審議会に統合された。

（出所）『農林法規解説全集 農政編3』（大成出版社）、国立国会図書館「日本法令索引」及び農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211a.html）、
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h150611/h150611a.html）を基に筆者作成

（2）制度見直しの動き

農薬規制に関し、平成15年改正法の附則第2条は、施行後5年を経過した場合に、政府は「規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とした。

これを受けて政府は次のような検討結果⁵をまとめた。農薬をめぐる国際的な状況について、経済協力開発機構（OECD）の農薬作業部会において、農薬登録やリスクの削減に関する国際調和の活動が急速に発展するなど、我が国の農薬行政にも影響を及ぼす状況と

⁵ 農林水産省「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」（平成21年9月）

なっていると。一方、日本はいくつかの活動分野において十分な対応が行われてきたとは言えない状況にあったため、国際的な動向を見ながら、適切な評価手法を取り入れ、的確な評価・審査とその結果の透明化を図る農薬登録の国際調和が必要だとしている。また、今後講ずべき課題について、①農薬登録制度の国際基準との調和、②今後あるべき法的規制のあり方等が挙げられ、②については「今後、中長期的視点で、有効成分ごとに再評価を行う制度の導入を検討する必要がある」とした。

その後、平成 27 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」は、「より安全で有効な農薬を迅速に供給するため、農薬登録審査に当たって、国際的に用いられている方法を導入して科学的な審査を充実させるとともに、国際的な共同評価への参加等により審査を迅速化する」とした。

このほか、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の平成 28 年改訂⁶において、更なる農業の競争力強化のための改革の 1 つとして、「農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、ジェネリック農薬⁷の登録のあり方も含め、農薬取締法の運用を国際基準に合わせる方向で見直し」すことを掲げた⁸。

同プランを受けて制定された農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）第 8 条第 1 号は、国が講ずべき施策として「農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行う」としている。

こうした動きの中、政府において検討が行われた⁹結果、農薬登録制度の見直し等を内容とする「農薬取締法の一部を改正する法律案」（閣法第 50 号。以下「改正案」という。）が第 196 回国会（常会）の平成 30 年 3 月 9 日、国会に提出された。

提出理由は、「農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる必要」があるためとしている。

⁶ 同プランは農林水産業・地域の活力創造本部が平成 25 年 12 月 10 日に決定し、平成 28 年 11 月 29 日に 2 度目の改訂を行った。直近（3 度目）の改訂は平成 29 年 12 月 8 日である。

⁷ 先発メーカーの持つ農薬の有効成分の特許の有効期間が過ぎた後に、別のメーカーが製造する、当該有効成分を含む農薬。（農林水産省「農薬をめぐる情勢」（平成 28 年 2 月））

⁸ この改訂の際にその一部として取りまとめられた「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日）は、「生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際基準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る」（※下線は筆者）、「農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方も含め、農薬取締法の運用を国際基準に合わせる方向で、抜本的に見直し」とした。

⁹ 農林水産省の第 17 回農業資材審議会農薬分科会（平成 29 年 7 月 13 日）において、農薬の登録制度の改善（登録時の制度の充実と再評価制度の導入）等の農薬取締行政の改革について、農林水産省からの提案及びそれに対する議論が行われた。

2. 改正案の概要

改正案のポイントは①農薬の再評価制度の導入、②農薬の登録審査の見直しの2点である（図表3）。

図表3 改正案の概要

法案の概要	
1 再評価制度の導入	
同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、 <u>最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価</u> を行う。また、農薬製造者から <u>毎年報告を求めること</u> 等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、 <u>農薬の安全性の一層の向上</u> を図る。なお、現行の再登録は廃止する。 <small>（第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条）</small>	
2 農薬の登録審査の見直し	
(1) 農薬の安全性に関する審査の充実	
① <u>農薬使用者に対する影響評価</u> の充実	
② <u>動植物に対する影響評価</u> の充実	
③ <u>農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価</u> の導入	<small>（第3条第2項）</small>
(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化	
<u>ジェネリック農薬の登録申請</u> において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば <u>提出すべき試験データの一部を免除</u> できることとする。 <small>（第3条第3項）</small>	

施行期日：公布日から6月以内（ただし、2（1）①及び②については、公布日から2年以内）

（出所）農林水産省資料

（1）再評価制度の導入

法は登録制度を採っており、農薬の製造、加工又は輸入を行うためには、農林水産大臣の登録を受けなければならない（法第2条第1項）。申請者は、申請書、薬効・薬害・毒性・残留性に関する試験成績を記載した書類、農薬の見本を提出し（法第2条第2項）、申請を受けた農林水産大臣は農薬の見本を独立行政法人農林水産消費安全技術センター¹⁰に検査させた上で登録を行う（法第2条第3項）。

現行法上、登録には3年の有効期間が定められている（法第5条）ため、登録を更新するには、製造者又は輸入者が有効期間の終了2月前までに再登録の申請を行う必要がある（法施行規則（昭和26年農林省令第21号）第1条の2）。再登録においては、農薬の検査

¹⁰ 「一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図る」ことを目的（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第3条）とした独立行政法人。

を省略することができる（法第2条第5項）ため、国は実質的な追加評価があった場合のみ評価を行い、現行、問題がないかどうかの確認だけをしているのが現状である¹¹。このため、政府は、欧米における農薬の登録後の科学の発展に伴い明らかになる新たな知見に対応した評価制度が我が国にはなく、農産物の輸出を促進するためには、我が国の制度を国際的に調和させることが不可欠であるとして、制度改正の方針を示した¹²。

これを受け、改正案では、再登録制度を廃止し再評価制度を導入することとしており、登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに、農林水産大臣の再評価を受けなければならないとしている。再評価を受ける者は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類を提出し、農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づき、農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものである。なお、再評価を行う「農林水産省令で定める期間」について政府は、国際的な再評価の実績¹³等を考慮し、15年間隔での実施を想定している¹⁴。

再評価に基づき登録の変更又は取消を行い得る場合として、改正案は、再評価に必要な資料の提出又は手数料の納付¹⁵がなかったときは、当該農薬につき、その登録を取り消すことができる、また、審査の結果、拒否事由¹⁶に該当すると認めるときは登録の変更又は取消ができるとしている。

また、登録及び再評価に関し、改正案は、その円滑な実施を図るため、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行う努力義務を農林水産大臣に課している。このほか、再登録制度に代えて再評価制度を導入することにより、国の手続の間隔が3年から15年に延びるため、安全性の確保に不安の声がある¹⁷ことから、法に基づく農薬メーカーに対する報告要求¹⁸に安全性に関する情報を追加するとしている（図表3）。

¹¹ 農林水産省第17回農業資材審議会農薬分科会「議事録」9頁（平成29年7月13日）

¹² 農林水産省「農薬取締行政の改革について」（平成29年7月13日）（農林水産省第17回農業資材審議会農薬分科会配布資料）

¹³ 前掲脚注12は、「欧米での農薬の再評価制度」について、「全ての有効成分とそれを含む農薬を登録後10年から15年おきに再評価」としている。

¹⁴ 前掲脚注11参照

¹⁵ 改正案は、再評価を受けようとする者は、農林水産大臣に再評価の公示が示した提出期限までに、資料を提出するとともに実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないとしている。

¹⁶ 改正後の第4条第1項各号が、登録の拒否事由を定める。内容は、提出書類の記載事項に虚偽の事実がある（第1号）、特定試験成績（安全性の試験成績のうち農林水産省令で定めるもの）が基準適合試験（特定試験成績の信頼性確保に必要な農林水産省令で定める試験）によっていない（第2号）、薬効がない（第3号）、農作物等に害がある（第4号）、被害防止方法を講じても人畜に被害のおそれがある（第5号）、農作物等又は土壌の残留濃度から、農作物等又はこれを供した畜産物が人に被害を及ぼすおそれがある（第6、7号）、生活環境動植物に著しい被害のおそれがある（第8号）、水質汚濁による人畜への被害のおそれがある（第9号）、名称が成分・効果に誤解を生ずるおそれがある（第10号）、その他省令で定める場合（第11号）である。

¹⁷ 『日本農業新聞』（平30.2.24）

¹⁸ 現行法では、農薬の製造者又は輸入者は、毎年10月10日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の10月からその年の9月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等を農林水産大臣に報告しなければならないことになっている（法施行規則第10条第1項）。

(2) 登録審査の見直し

ア 審査の充実

政府は、農薬の安全性に関する審査を充実することとし、農薬の有効成分に関する規格（原体規格）を用いた評価の導入、農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実を図る方針を示した¹⁹。全ての農薬について、原体規格を設定し、市販される農薬に原体規格への適合を求め、その品質及び安全性が、登録審査時の毒性試験に用いられた農薬と同等であることを担保することとした。農薬使用者の安全については現行制度上、農薬の毒性に応じて防護装備の注意事項を付すが、暴露量が多くても使用方法の変更を指示することはない一方、暴露量の少ない農薬に過剰な防護装備を義務付ける場合もあり、農薬使用者の安全評価上、実質的に機能していない。このため、農薬使用者の安全性評価を、毒性の強さのみを評価する方法から、毒性の強さ及び使用した際に皮膚や吸入を通して摂取する暴露量を考慮した方法に変更するとした²⁰。農薬の生態系への影響について、現行の規制は、対象が水産動植物に限られ生態系保全の観点からは不十分であるので、第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）を踏まえ²¹、評価対象を水産動植物から拡大するとした²²。

これを受け改正案は、登録事項について、①農薬原体²³の有効成分以外の成分の種類・含有濃度、②使用期限、③人畜に有毒な農薬の被害防止方法を加え、④動植物の対象を「水産動植物」から「生活環境動植物」²⁴に改め、⑤農薬原体に関する事項を新設としている（図表4）²⁵。

イ ジェネリック農薬

法は農薬の登録審査についてジェネリック農薬を想定した規定を置いていない。ジェネリック農薬については、「生産資材価格形成の仕組みの見直し」²⁶の一環で検討された。政府の「総合的なTPP関連政策大綱」²⁷は検討の継続項目として「生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し」を掲げ、これを受けて、農林水産業・地域の活力創造本部は、産業競争力会議及び規制改革会議において検討を進め、平成28年秋をめどに、とりまとめ（農林水産業・地域の活力創造プラ

¹⁹ 前掲脚注12参照

²⁰ 農林水産省「その他の改正事項について」（平成29年7月13日）（農林水産省第17回農業資材審議会農薬分科会配布資料）

²¹ 同計画は、包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組のうち重点的取組事項として、農薬について、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進めるとしている。

²² 前掲脚注20参照

²³ 農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外のもの。

²⁴ 生息又は生育に支障を生ずる場合に人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれのある動植物。

²⁵ 法は図表4に記載した事項のほか、氏名及び住所（第1号）、引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある場合その旨（第6号）、貯蔵又は使用上の注意事項（第7号）、製造場の名称及び所在地（第8号）、製造方法及び製造責任者の氏名（第9号）、容器・包装の種類及び材質並びに内容量（第10号）を掲げている。

²⁶ 農林水産業・地域の活力創造本部「総合的なTPP関連政策大綱における検討継続項目（農林水産分野）の検討の進め方」（平成28年1月22日）

²⁷ 同大綱は平成27年11月25日にTPP総合対策本部が、TPPの効果を経済再生や地方創生に直結させるための政策、国民の不安を払拭する政策の目標を明示するために決定した。

ンの改訂)を行うとした²⁸。また、日本はジェネリック農薬の普及が遅れており、農薬登録制度についての運用面での課題がある²⁹とした。検討を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を見直すとした。

改正案は、申請する農薬の農薬原体が登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、資料の一部を省略することができるとしている。具体的には、登録申請に必要な試験データの一部免除が想定されており(図表3)、ジェネリック農薬の登録が容易になる。これに関連し、改正案は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分を公表する努力義務を農林水産大臣に課す規定を新設するとしている。

図表4 登録事項の主な改正部分

	法第2条第2項各号の内容	改正・新設	改正案の内容
第2号	種類、名称、物理的科学的性状、有効成分とその他の成分の種類・含有量	(改正)	種類、名称、物理的科学的性状、有効成分とその他の成分の種類・含有 濃度 (農薬原体の有効成分以外の成分を除く)
第3号	適用病害虫(適用農作物等)の範囲及び使用方法	(改正)	適用病害虫(適用農作物等)の範囲、使用方法 及び使用期限
第4号	人畜に有毒な場合、その旨と解毒方法	(改正)	人畜に有毒な場合、その旨、 使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
第5号	水産動植物に有毒な場合、その旨	(改正)	生活環境動植物 に有毒な場合、その旨
	—	(新設)	農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
	—	(新設)	農薬原体を製造する者の氏名
	—	(新設)	農薬原体の主要な製造工程

※太字が主な改正部分である

(出所) 筆者作成

3. 主な論点

(1) 農薬の安全性確保に係る規制

ア 安全性の向上

改正案は、再評価制度を新設する一方で現行の再登録制度を廃止し、また、登録事項に農薬原体に関する事項等を新設する一方でジェネリック農薬に係る手続を簡略化している。これは、農薬登録の国際調和と農業競争力強化の観点から、規制の強化と緩和を図ろうとするものである。改正案の目的である農薬の安全性の一層の向上が、どのように実現されるのか、論点となろう。

²⁸ 前掲脚注26参照

²⁹ 第1回未来投資会議構造改革徹底推進会合「ローカルアベノミクスの深化」会合・第2回規制改革推進会議農業ワーキング・グループ合同会合「議事要旨」(平成28年9月20日)

イ 安全性確認の頻度

現行制度においては、農薬の登録には法第5条により3年の有効期間が定められており、これを更新するには再登録が必要である。法が登録に有効期間を定めている趣旨について、農薬は「絶えず品質の改良が行われる一方、研究の進歩、資材供給等の情勢の変化により、製造販売を廃止するものが生じていることが当然予想される。このため、登録の有効期間を無制限にすることは不相当であると考えられ」との指摘がある³⁰。

改正案は有効期間に係る規定を削除するとしているので、成立した場合、登録の有効期間を定めた規定は存在しなくなる。再登録制度に代えて新設される再評価制度においては、農林水産省令で定める期間ごとに再評価が行われ、審査の結果、拒否事由に該当する場合や、資料の提出又は手数料の納付がなかった場合、農林水産大臣は当該農薬につき、その登録を取り消すことができるとしている。再評価はその結果により登録の変更又は取消が可能であるため、登録の事実上の有効期間となる。現行制度では、再登録の際、安全性評価は省略される運用であるため、安全性は向上するとも言えるが、政府が想定する「15年」という期間が妥当であるか、論点となる。

ウ 再評価制度の実施体制

現在登録されている農薬の再評価について、改正案は、施行日から農林水産省令で定める日までに行うとしている。この点について、政府は「2021年3月末時点で既登録の農薬は、有効成分ごとにまとめて優先度³¹を決定。優先度にしたがって1回目の再評価を2021年に開始し（15年を超えるものもあるが可能な限り早く）、登録の継続、変更、取消を決定する」³²としている。平成29年9月30日現在の農薬の登録件数は4,317件（有効成分数は583種類）³³であり、少なくない数の再評価を集中的に行うことになる。その状況に対応できる体制を整備できるのか、論点となる。

（2）ジェネリック農薬の普及

日本におけるジェネリック農薬の普及率は5%であり³⁴、欧米の15~20%に比べて低いが、その背景の1つに登録申請に必要な試験データの作成費用が挙げられている³⁵。政府は運用上、現在登録されている農薬のジェネリック農薬について、平成29年3月に、有効成分にかかる毒性試験の一部（代謝等）及び残留試験は不要であることを明確化したことで試験費用が1農薬当たり約14億円から約6億円に下がったとしているほか、改正案の施行後は1億円まで下がるとしている³⁶。改正案は、安価な農薬の開発を促すことで、農業の

³⁰ 一般社団法人日本植物防疫協会「農薬概説（2017）」（平成29年）58頁

³¹ 農林水産省「再評価制度について」（平成29年7月13日）（農林水産省第17回農業資材審議会農薬分科会配布資料。以下同じ。）は、「すべての有効成分を優先度A~優先度Dの4つに分類。優先度A（我が国で多く使われているもの）から、B（毒性の懸念があるもの）、C1（その他の農薬）、C2（登録が比較的新しいもの）、D（生物農薬及び植物検疫用途農薬）の順に再評価を実施」としている（括弧内は筆者）。

³² 農林水産省「再評価制度について」（平成29年7月13日）

³³ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ
<<https://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>>

³⁴ 農林水産省「農業競争力強化プログラム 説明補足資料集」（平成29年4月）

³⁵ 『日本経済新聞』（平30.3.16）

³⁶ 農林水産省「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」（平成29年4月）

生産性の向上につなげること³⁷、農家にとってはより安価な農薬の選択肢が増え農業経営に寄与することが期待される。このため、改正案により実際にどの程度ジェネリック農薬の普及が進むのか、論点となろう。

ジェネリック農薬と同じく「ジェネリック」を冠する医薬品³⁸について、政府は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する医療費の効率化を通じ、医療費資源の有効活用により国民医療を守るため、ジェネリック医薬品の普及を図るとしている³⁹。また、「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%」との目標を設定する⁴⁰など、ジェネリック医薬品への対応では明確に推進する方針を打ち出している。他方、ジェネリック農薬への対応は「農薬の登録等の国際調和」として扱われている⁴¹。ジェネリック農薬の普及に対する政府の姿勢として、あくまで民間事業者の経営や契約の問題であることから環境を整えるにとどめるのか、目標を打ち出し政策的に推進していくのか、論点となろう。

（はら なおき）

³⁷ 前掲脚注 35 参照

³⁸ ジェネリック医薬品。先発医薬品の特許等の期間満了後に販売される医薬品をいう。（厚生労働省ホームページ〈<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2012/03/01.html>〉）

³⁹ 厚生労働省「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成25年4月5日）

⁴⁰ 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

⁴¹ 前掲脚注 36 参照